

## 令和8年5月13日 LBA 理事会議事録

総理事数 11名 参加9名 オンライン1名

15時03分議事開始

### 【開会】

定款第44条の規定により理事会開催の定足数が満たされていることが確認され、重盛運営委員長により、理事会の開会が宣言された。

### 【理事長挨拶】

西山代表理事より開会のあいさつがなされた。

### 【各委員会の報告】

#### ■広報委員会

##### (1) ホームページ閲覧状況の報告

高村委員長より4月のホームページ閲覧状況について報告された。

##### (2) 車両稼働率の報告

高村委員長より4月のロケバス動向指数、ロケバスバンク稼働状況について報告された。

##### (3) 地方車両稼働率の報告

吉田理事より4月の地方ロケバス動向指数、地方ロケバスバンクの稼働状況について報告された。

##### (4) ロケバス調査リストの件

KANAMEL (旧 AOI TYO Holdings) から、ロケバスリスト一本化を試みているが情報量が不足しているため、同社のアンケートに答えて情報提供をして欲しいとのこと。

高村委員長より、この件について会員各社に一括して依頼してよいかの採決が求められた

質問：

- ・依頼しなくてもロケバス協会のWEBサイトから情報は得られるのではないかと。
- ・これまでAOI TYO と取引があった会社限定なのか。それとも取引がなくても登録できるのか。
- ・この情報提供は「あっせん」にあたるのではないかと。そうであれば協会として行うことはできないのではないかと。

・ロケバス協会として一括して情報提供を行うのではなく、各社がそれぞれに情報提供をすることの「協力依頼」ということであれば「あっせん」には当たらないのではないかと。

採決の結果、会員各社に各々の情報提供を依頼する文書を送付することが全会一致で承認された。

## ■業務委員会

### (1) 白ナンバー・フリードライバーについて

日向委員長より、高校の送迎バス事故を受けて、白ナンバー・レンタカー及びフリードライバーについて何らかの対策が求められるのではないかと提議が行われた。

ロケ業界では「ロケバスは高いから」という理由でそれらのサービスを利用する方が少ない旨、レンタカー関連の所轄は警視庁であり、現在でも警察では免許証の確認などを行なっているが法的にグレーゾーンなので具体的な取り締まりはされていない旨が報告された。

### (2) 特定旅客自動車運送事業社の社名未提示運行について

車両に社名を掲示せずに運行する場合は明確に違法であるので、そういった車両を発見した場合は写真・ナンバーなどの情報を提供してほしい旨などの情報共有がなされた。

日本撮影車両協会と協力して、コンプライアンスの確認・所轄庁への情報提供・ユーザーへの広報活動などを行う方向で、業務委員会を中心としてロケバス協会として情報収集を行うこととなった。

## ■運営委員会

特になし

## ■ローカルネットワーク委員会

特になし。

## ■業務連絡

### (1) 電話対応報告

山寺観光タクシー株式会社から退会の連絡

### (2) 郵便物等の回覧

(3) 西山代表理事より、6月10日の理事会について午前9時からオンライン行う旨が確認された。7月8日は通常通りハイブリッド形式で行う。

15時46分 すべての議事を終了した。

代表理事署名 西山智彦